

MISAWA, Nobuo & AKÇADAĞ, Gökür. 2007. "The First Japanese Muslim: Shotaro NODA (1868–1904)," 『日本中東学会年報』23(1), pp. 85–109.

NUMATA, Sayoko. 2013. "Fieldwork Note on Tatar Migrants from the Far East to the USA: For Reviews of Islam Policy in Prewar and Wartime Japan," 『日本中東学会年報』28(2), pp. 127–144.

(三沢 伸生 東洋大学社会学部教授)

松本弘 『アラブ諸国の民主化——2011年政変の課題』(イスラームを知る 23) 山川出版社 2015年 114頁

2011年初からチュニジアで始まった民衆による独裁体制打倒の波は、エジプト、リビア、イエメン、パレチン、シリアに波及し、リビア、イエメン、シリアは5年以上経った現在も予断を許さない情勢にある。この一連の民主化の動きは、果たしてどこに行きつくのだろうか。

著者は、西欧の民主化の経験を引き合いにしながら、ハンティントン「第三の波」に指摘されたように、中東の民主化も個々の事例の中に民主化が進行している場面と停滞している場面があり、過去や現在の各場面を「波」の一部として動的・連続的にとらえることが重要だと前置する。そして「2011年の政変」以前のアラブ諸国の政治制度・政治状況における普通選挙や複数政党制の導入など民主的变化を概観していく。

そこでは冷戦崩壊前後の1980年代末から90年代前半にかけて、IMF・世銀が主導する構造調整政策の受け入れによるネポティズム(縁故主義)が進化していたこと、さらなる経済のグローバリゼーションによる持てる者と持たざる者との格差拡大によってデモ・暴動が頻発していたこと、それに対して複数政党制や二院制の導入、クウェートなど王制の国家においても総選挙が実施されるなど民意をより汲み取ろうとする著しい動きが全体的に見られたこと、しかしそれは、不満の軽減策として用意周到になされた「上からの民主化」に他ならなかったことを説明する。

上からの民主化政策の代表的なものが選挙制度改革だったが、各国政府は2人区の導入によって自らに有利な選挙を実施したり、中選挙区制での第一党が議席を総取りする方式を敷いた。軍に選挙妨害させる事例も見られた。その結果、2000年代前半にみられたアラブ諸国の議会選挙において競合的な選挙がなされず、そのどれもが与党が圧倒的な議席を獲得している一党制か、一党優位政党制しか出現しなかった。圧倒的な議席獲得率は、エジプトで87%、チュニジアで80%にも達していた。

イスラーム政党は概ねどの国でも禁止されていて、政権とイスラーム主義勢力の対立が暴力となり、時にアルジェリアのように内戦となるまで激化した。政権は安定を求めて、マジョリティを構成する議会に憲法改正を行わせ、現行大統領の無制限の当選を可能にした。イエメンでは、政変により頓挫するものの、総選挙の比例代表制導入と抱き合わせるかたちで、大統領の3選禁止条項を撤廃する憲法改正を試みるなどしていた。本書では、こうした操作による政治的歪みと、経済における公正な分配の失敗が最終的に2011年の「下からの民主化」に帰結したと指摘する。

「下からの民主化」運動が確認されたモロッコ、アルジェリア、チュニジア、リビア、エジプト、ヨルダン、シリア、パレスチナ、サウジアラビア、バハレーン、オマーン、イエメンの12カ国のうち、政権交代を経験したのが、チュニジア、リビア、エジプトだけであった。2011年以前においてアラブ諸国のなかでも特に権威主義的傾向を有し、非競合的選挙を避け、かつイスラーム政党を禁止していたのはこの3カ国と内戦に陥っているシリアだけであったということは興味深い。この本書の指摘が示唆するところは、イスラーム主義政党が認められていなかったことが、反動としての民主化運動をより激化させた、という仮説である。

なお、本書では、憲法改正を行った国家は9カ国に達したものの、実質的な変化をもたらしたものは4カ国に過ぎず、明確な政権交代も3カ国で終わったことから、ラテンアメリカや東欧の民主化事例と比べても地域としての政治変化は小さく一連の民主化運動を地域の問題として論じることは難しいとしているが、この地域のすべての国がボリアーキーに程遠い政体であったこと、そしてそこからの脱却が2011年チュニジ

アを起点として地域の諸国民によって、筆者の指摘通り「下から」行われたことは、地域横断を視野に入れる比較政治的視点からもっと評価しても良いだろう。共和制国家の方が大きな政治変革を実施し、王制国家の方では政治変化が小さかったことも指摘されているがこのことについても後に続く研究によって明らかにされていくべき重要な問題提起だと考える。

また、チュニジアだけが独裁体制へ向かう「逆波」にさらわれずに現在も民主化の成功例として生き残っていることも今後の研究に期待したい。2015年ノーベル平和賞がチュニジアの民主化に貢献したチュニジア労働総連盟(UGTT)、チュニジア貿易産業手工業連合(UTICA)、弁護士協会、チュニジア人権連盟(LTDH)の4団体「カルテット」に贈られたが、チュニジアでは独立以前からフランスの保護領下においてフランス流の社会文化が育まれ、労働面や人権面における権利意識が強いことがかねてから知られていた。その市民社会を代表するUGTTやLTDHには、ブルギバ初代大統領時代以来、口をふさぐ目的で大臣の椅子が用意されていて、これらの代表は政権のいわば目付け役となっていた。チュニジアのこれまでの成功にはこういった歴史や文化も寄与していることは広く知られるべき事実である。

民主化研究は、その国家の過去、現在、未来の3項目を縦軸に、外交関係を含む政治構造、国際経済との結びつきを考慮した経済構造、部族や宗派、HDI(人間開発指数)などまで見渡した社会構造の3構造を横軸として合わせて9マスのマトリックスから総合的に考察する必要がある。

本書では、2011年政変とその後の帰趨に主眼が置かれているためほとんど説明がなかったが、評者がかねてから指摘しているように、同地域の多くの国での民主化移行プロセスの失敗の背景と混乱の原因は、第一にこの地域が歩んできた歴史的経路と健全なナショナリズムの欠如、第二に西側諸国が口にする民主主義に対する懐疑、第三にシェール革命による中東地域の重要性の低下、そして最後にこれが非民主化の解明の重要な鍵を握るのだが、産油国のレンティア体制(石油・天然ガスによる外生収入を分配し独裁体制を強化している国家)とそのレンティア体制につながる準レンティア体制(スエズ運河通過料やパイプライン通行料、海外援助、主に産油国における出稼ぎ労働者からの海外送金、観光収入などで独裁体制を強化した国家)に求められる。

中東・北アフリカの国民国家形成は、西欧列強による人工的な国境の線引きの上に植民地解放を目指して武装蜂起したグループが独立後も力を保ち続けて軍制を敷くか、あるいは石油資源を掘り当てた部族が富を蓄え王制を敷き、徴税を通しての支持を得る代わりに、配分によって黙従させるか、のいずれかであった。エジプトやイラク、シリアなどでは相次ぐ戦争(中東戦争・イラン＝イラク戦争)によって軍事機構が肥大化し、情報公安部が発達、軍出身の為政者の地位を強固にした。近代化を目指して国家社会主義を導入したものの、中央統制経済は機能せず肥大化する官僚制を生み出し、自由で民主的な政治アリーナと発展した経済を持つ社会構築に失敗してしまった。IMF・世銀の構造調整政策も改革に寄与しなかった。

米国は、冷戦期にイスラエルを西側諸国の前線基地と位置づけ、以来軍事的・経済的協力を行ってきたが、パレスチナに入植を続けるイスラエルが民主国家としてみなされることも、民主主義に対する懐疑を生み出す原因となっている。

2015年11月に起きたパリ同時多発テロによって安全保障の面からも中東の今後がますます注目されている。第二次大戦後以来最大の惨劇が繰り広げられているシリアにどのように手を差し伸べていくのか、この点も同地域に携わる研究者の重要な課題である。今後も中東の民主化は、地政学の面からも国際政治との関係からも、そして経済からの視点からも包括的に考察していく必要があろう。

(福富 満久 一橋大学大学院社会学研究科教授)